第九十三条第三項	
厚生年金基金は	存続厚生年金基金は
厚生年金基金の	存続厚生年金基金の
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第九十三条第四項	
厚生年金基金	存続厚生年金基金
附則第二条の二	
法第百十条の二第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項
法第百十条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項

4　存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第十一条第一号ロ、第二十一条第一項、第二十二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第五十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一号ロ	
厚生年金基金	存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）
第二十一条第一項	
法第五十三条第一項の規定により厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第一項の規定により存続厚生年金基金
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）
同法第百三十条の三	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条の三
確定拠出年金法第五十三条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十三条第一項

同法第百四十六条	
同法第二条第二項	確定拠出年金法第二条第二項
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十六条
第二十二条第一項各号列記以外の部分	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法
第二十二条第一項第一号	
厚生年金基金	存続厚生年金基金
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
同法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第二十二条第一項第二号	
厚生年金基金	存続厚生年金基金
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第二十二条第二項	
法	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法
第二十二条第二項第一号及び第二号	
厚生年金基金	存続厚生年金基金
第五十三条第一項	
法第百八条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法第百八条第一項
厚生年金基金	存続厚生年金基金
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百八条第一項の規定により基金	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百八条第一項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）
同法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
確定拠出年金法第百八条第一項の規定により基金	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第百八条第一項の規定により存続厚生年金基金